



平成30年分以降の所得税の配偶者控除・配偶者特別控除が見直されました

「配偶者控除」とは、所得のない、あるいは所得の少ない配偶者を持つ人の税金を安くする制度です。また、「配偶者特別控除」とは、配偶者控除の設定している条件よりも所得がやや高い配偶者を持つ人に対して、やはり税金を安くする制度です。

2018年1月からこの配偶者控除と配偶者特別控除の適用条件が大幅に変わりました。

(1) 配偶者控除の改正

本人の合計所得金額が1,000万円の納税者は配偶者控除を受けられないなど、本人の合計所得金額に応じて控除額が逓減又は消失することとなりました。

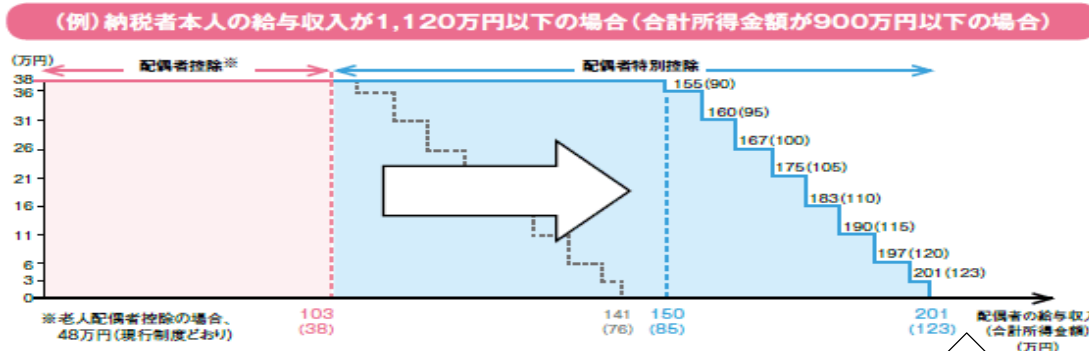
※下記(表2)の配偶者控除の欄参照

(2) 配偶者特別控除の改正

所得控除額103万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が給与収入105万円から給与収入150万円に引き上げられました。

(ただし、配偶者控除と同様に、本人の合計所得金額に応じて控除額が逓減又は消失することになっています。) ※下記(表2)の配偶者特別控除の欄参照

表1



201.6万円から配偶者特別控除が無くなります。

表2

〈納税者本人と所得控除の関係〉

配偶者の給与収入(合計所得金額) → (単位: 万円)

納税者本人の給与収入(合計所得金額)	配偶者控除	配偶者特別控除									
	~103 (~38)	~150 (~85)	~155 (~90)	~160 (~95)	~167 (~100)	~175 (~105)	~183 (~110)	~190 (~115)	~197 (~120)	~201 (~123)	201~ (123~)
~1,120 (~900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
~1,170 (~950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
~1,220 (~1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
1,220~ (1,000~)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

〈財務省資料より〉

配偶者控除と配偶者特別控除を所得税だけでなく住民税、公的年金保険料、家族手当などに配慮して総合的に考え、働き方を選んでいきましょう。

【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部 LPA活動事務局

TEL: 092-947-9003 FAX: 092-947-9192